

議案第74号

葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月13日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

東金町一丁目自転車駐車場を廃止するほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例の一部を改正する条例

葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例（昭和57年葛飾区条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表(1)の部葛飾区東金町一丁目自転車駐車場の項を削り、同部に次のように加える。

〃 東金町二丁目自転車駐車場	〃 東金町二丁目3番4号
	〃 東金町二丁目3番11号

付 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。